

大高正二氏建造物不退去罪事件第一審の経過

2018年12月24日 巫召鴻

逮捕の経緯

大高氏は、2017年12月7日午前10時18分に、東京地裁618号法廷前の通路で、裁判所職員の退去命令を受け、10時38分までとどまっていたところ、警察に通報され、警察官により逮捕された。12月21日に勾留理由開示法廷が開かれ、この法廷を傍聴した山口正紀氏の手記¹によると、勾留状による被疑事実は次のようなもの。

「被疑者は、法廷内で録音機を使用する要注意人物としてあらかじめ把握されていたものであるが、12月7日午前10時18分ごろ、東京地裁618号法廷前通路で、地裁総務課長補佐アマミヤダイゴから退去するよう要求されたにも関わらず、通路にとどまり、10時38分まで、退去しなかった。」

4月24日の第二回公判での検事の起訴状朗読²によると、その状況は次のとおり。

「大高氏は2017年12月7日の9時55分に裁判所の庁舎に入り、10時18分に、東京地裁庁舎6階の618号法廷の前の廊下で、東京地方裁判所所長オクダマサアキの退去命令を、裁判所職員（アマミヤダイゴ）を通して受けた。しかし、退去命令に従わず、10時38分まで廊下にとどまっていたので、刑法130条建造物不退去罪で逮捕されたということ。」

退去命令の背景と起訴

第三回公判でのアマミヤダイゴ氏の証言³によると、退去命令が出された経緯は、次のとおり。当日、早朝から、裁判所職員による警備体制が、618号法廷の付近で敷かれており、その目的は大高氏の知人のW氏の同区域への立ち入りを禁止することであった。さらにその目的は、W氏が618号法廷で開かれる裁判を傍聴することを阻止することであった。午前10時少し前に、W氏が来たので、命令書を見せて、「あなたはこの区域に立ち入ってはいけない」と通告したところ、W氏は納得せず、言い合いになった。この規制は、人物を特定して、法廷の傍聴を拒否するためのものだが、裁判の審理を公開で行うことを要求するさまざまな規範⁴を蹂躪している面があり、その合法性には重大な疑問がある。少なくとも、このような措置を行う場合には、裁判所は規制対象の本人に、措置の意味、責任者、理由について、十分に説明する必要があるだけでなく、裁判の公開の原則を否定する例外

¹ レイバーネット HP「裁判所前の男」がまた不当逮捕！／勾留理由開示裁判はすさまじい弾圧法廷に」
<http://www.labornetjp.org/news/2017/1221shasin>

² 第二回公判の傍聴手記参照。

<http://www.ootakasyouji.com/news/2018/20180424.html>

³ 5月28日の第三回公判での証言。傍聴手記参照。

<http://www.ootakasyouji.com/news/2018/20180530.html>

⁴ 巫召鴻「裁判の公開に関する現行法の規定と運用について」2017年3月16日裁判司法研究会で発表
<http://www.saiban-seijyouka.com/pdf/resumes/20170316supremecourt.pdf>

措置であるのだから、無関係な一般市民に対しても、同じ説明をする義務があるはずである。裁判では、この点についての事情の究明が不十分であり、市民としての情報公開請求の準備も行えなかったが、これは、今後の課題である。

大高氏は同じ法廷を傍聴しようとして、その場面に遭遇し、W氏からその状況を聞いて、「それはおかしい」と裁判所の措置を批判した。その声が大きかったので、職員が静かにしてくれと要求し、にもかかわらず、大高氏が大きな声で話し続けたので、退去命令を出して、警察に通報した。大高氏は駆けつけた警察官に連れ出され、逮捕された。その後、勾留理由開示公判で勾留を承認され、12月28日に起訴された。容疑は建造物不退去罪。

公判日程

2018年3月13日の第一回公判から、9月11日の第六回公判までが行われ、10月23日の判決公判で懲役1年の実刑判決が言い渡された。それぞれの公判について、傍聴手記をホームページで公開している（[1],[2],[3],[4],[5],[6],[7]）。

警備法廷の問題

裁判所は、全法廷において、警備法廷の体制を敷いた。つまり、傍聴人の手荷物を預かり、それを拒否する場合には傍聴を許さず、法廷内に多数の警備職員を配置して傍聴人を威圧した。このような法廷を行うことの法的な根拠については、検討が必要である⁵。大高氏は第一回公判の冒頭で、人定質問の後に、法廷内に警備員がいることに気づき、裁判長に警備員を法廷の外に出すよう要求し、拒否されたので、法廷を退出するとして、退廷した。第一回公判は審理に入らず、閉廷したが、第二回公判から裁判長が交代し、大高氏が正当な理由がなく召還に応じないので、刑事訴訟法286条の2の規定⁶が適用されるとして、裁判手続きを進めた。これに対し、弁護側は大高氏の出廷拒否の理由は警備法廷にあり、毎回、警備法廷を行わないように申し入れ書を提出しているのに、裁判長が拒否していることが問題であるとして、手続きを進めることは違法であると批判した。しかし、裁判長は弁護側の言い分を聞かず、裁判を進めた。

判決の根拠

10月23日に判決公判が行われ、検事の懲役2年の求刑に対し、懲役1年を言い渡した。警備法廷を改めず、大高氏が審理への協力を拒否していたので、手続きは、検事の起訴状読み上げ、警備職員のアマミヤダイゴ氏の証言、論告求刑だけであった。判決の根拠も、

⁵ 2018年1月の研究会で、裁判所法5編1章、法廷等の秩序維持に関する法律（1952年）、法廷等の秩序維持に関する規則、裁判所傍聴規則（1952年最高裁判所規則）を検討したが、時間的、マンパワー的に不十分だった。そのほかに、庁舎管理規程（1969年）も検討する必要がある。

⁶ 刑事訴訟法286条では、被告人が公判期日に出頭しないときは開廷できないと定められているが、2005年の法改定で286条の2が追加され、正当な理由がなく被告人が出廷しない場合には開廷できることになった。

これだけであった。裁判所は静謐でなければならず、大声を出して静謐な状況を乱した大高氏には罪があるということである。

以上

[参考資料]

- [1] 巫召鴻「初公判傍聴手記－警備法廷批判で審理に入れず」、2018年3月14日、
<http://www.ootakasyouji.com/news/2018/20180314.html>
- [2] 巫召鴻「第二回公判傍聴手記－大高氏第二回公判、警備法廷批判を無視して欠席裁判を強行」2018年4月24日、
<http://www.ootakasyouji.com/news/2018/20180424.html>
- [3] 巫召鴻「第三回公判傍聴手記－改まらない警備法廷と欠席裁判」、2018年5月30日、
<http://www.ootakasyouji.com/news/2018/20180530.html>
- [4] 巫召鴻「第四回公判傍聴手記－警備法廷に固執する裁判長」2018年6月28日、
<http://www.ootakasyouji.com/news/2018/20180628.html>
- [5] 巫召鴻「第五回公判傍聴手記－手続きは進めど審理は進まず」2018年7月5日、
<http://www.ootakasyouji.com/news/2018/20180706.html>
- [6] 巫召鴻「第六回公判傍聴手記－欠席裁判のまま重罪確定の見通し」2018年9月12日、
<http://www.ootakasyouji.com/news/2018/20180912.html>
- [7] 巫召鴻「第七回公判傍聴手記－大高氏判決は懲役1年」2018年10月25日、
<http://www.ootakasyouji.com/news/2018/20181024.html>
- [8] 山口正紀「裁判所前の男」がまた不当逮捕！～勾留理由開示裁判はすさまじい弾圧法廷に」、2017年12月21日、
<http://www.labornetjp.org/news/2017/1221shasin>
- [9] 山口正紀「憲法が保障する『勾留理由開示』『傍聴する権利』を踏みにじった東京地裁～『裁判所前の男』の勾留理由開示法廷」、2017年12月21日、
<http://www.labornetjp.org/news/2017/1221yamaguti2>
- [10] 山口正紀「なぜ何も答えないのか！～『勾留理由不開示法廷』でOさんらが怒りの意見陳述」、2017年12月21日、
<http://www.labornetjp.org/news/2017/1221yamaguti3>
- [11] 山口正紀「警備法廷で裁判を受ける気はない」～東京地裁不当逮捕事件の初公判で、大高さんが抗議の“自主退廷”、(2018年3月13日)
<http://www.labornetjp.org/news/2018/0313otaka/view>